我孫子市公告第１１１号
令和８年１０月３０日

我孫子市公募型競争入札公告

次のとおり入札を執行する。

我孫子市長　星　野　順一郎

発注番号：２６４４７

１　件　　名：柴崎排水区（４工区）雨水幹線整備工事（公契約）

２　履行場所：我孫子市柴崎地先

３　履行概要：工事延長　Ｌ＝２３２．７ｍ
土圧式推進工（Φ２，８００ｍｍ）Ｌ＝２２４．６ｍ
特殊マンホール工　Ａ＝１箇所
立坑工　Ａ＝１箇所

４　履行期間：契約締結日の翌日から令和１０年８月１６日まで

５　予定価格：１，３０３，６１０，０００円（消費税及び地方消費税は含まない。）

６　最低制限価格：１，１９９，３２１，０００円（消費税及び地方消費税は含まない。）

７　入札保証金：免除

８　契約保証金：契約金額の１０分の１以上

９　支払方法：完了払（各年度の支払限度額の４０％を限度に前払ができる。また、我孫子市公共工事の前金払取扱要綱（平成２９年告示第１０７号）第３条及び第４条の規定により前払金の支払を受けた建設工事で、同要綱第８条第１項各号の要件を全て備えている場合は、同要綱第４条第１号に規定する工事の経費について、契約金額の２０％を限度に中間前金払ができる。）

１０　支払限度額：

各会計年度における請負代金の支払については、次のとおり限度額を設定する。

令和　８年度　３８０，０００，０００円（内前払可能額４０％まで）

令和　９年度　５３０，０００，０００円（内前払可能額４０％まで）

令和１０年度　５２３，９７１，０００円（内前払可能額４０％まで）

※　各会計年度の限度額は、消費税及び地方消費税を含む。

なお、前会計年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。

１１　週休２日制適用工事

本工事は週休２日制適用工事である。週休２日制の実施に当たっては、我孫子市ホームページ「事業者向け情報>入札・契約>入札・契約制度>要綱・要領等」に掲示されている我孫子市週休２日制適用工事実施要領に基づき行うこと。

１２　公契約条例の適用

本工事の契約は、我孫子市公契約条例（平成２７年条例第１号。以下「条例」という。）の適用を受ける公契約である。条例の適用を受ける公契約を締結した事業者は、次に示す事項を含め、条例及び我孫子市公契約条例施行規則（平成２７年規則第１６号。以下「施行規則」という。）に規定された事項を遵守しなければならない。

（１）　当該工事に従事する労働者等に対し、条例第６条に規定されている労務報酬下限額以上の賃金を支払わなければならないほか、労働者の適正な労働条件の確保等をすること。

（２）　条例第８条に規定されるとおり台帳の作成及び備付け並びに市長等に対する報告を行わなければならない。

（３）　条例の適用を受ける公契約に係る業務の一部を下請、再委託等により下請負者に請け負わせる場合には、条例が適用される契約であり、下請負者にも条例が適用される旨を周知しなければならない。

※　条例及び施行規則の詳細については、我孫子市ホームページの「事業者向け情報＞入札・契約＞公契約条例＞我孫子市公契約条例の手引き」の「我孫子市公契約条例の手引き（令和８年４月）」を参照すること。

１３　入札参加に必要な条件

本工事の入札に参加する者は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成した者とし、その者の資格は次のとおりとする。

（１）　共同企業体の結成に必要な資格

ア　共同企業体の構成員は、２者とし、そのうち１者は、令和８年１１月１日において、我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱（平成１６年告示第１６号。以下「実施要綱」という。）第２条第２号に規定する市内建設業者であること。

イ　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

ウ　各構成員は、共同企業体の結成に当たり、別に定める特定建設工事共同企業体協定書（１５　入札参加資格審査申請（３）参照）により、協定を締結していなければならない。

エ　共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

オ　共同企業体の代表者（以下「代表構成員」という。）は、構成員のうち最大の施工能力を有する者とする。

カ　代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

キ　代表構成員以外の構成員の出資比率は、３０％以上とする。

ク　本工事の技術者として、代表構成員は建設業法（昭和２４年法律第１００号）に規定する監理技術者を、代表構成員以外の構成員は監理技術者又は国家資格を有し建設業法に規定する主任技術者を専任で配置しなければならない。

（２）　共同企業体の構成員に必要な資格

ア　建設業法に規定する特定建設業の許可を有する者であること。

イ　令和８年１１月１日において、千葉県内に建設業法に基づく主たる営業所又は建設業法に基づく許可を受けた受任事務所を有する者であること。

ウ　令和８年１１月１日において、我孫子市の入札参加資格者名簿の「建設工事」の業種コード「０１０（土木一式工事)」に登録があること

エ　代表構成員は、最新の経営事項審査結果に基づく土木一式工事に関する総合点数が１,１００点以上であること。また、公告の日から起算して過去１０年以内に官公庁発注によるロ径φ２０００ｍｍ以上の推進工法の受注実績があること。ただし、受注実績の工事は、元請として受注し、契約内容の履行が完了したものに限る。

オ　共同企業体の構成員は、公告の日から起算して過去１０年以内に官公庁発注による公共下水道工事の受注実績があること。ただし、受注実績の工事は、元請として受注し、契約内容の履行が完了したものに限る。

カ　共同企業体の構成員は、当該建設工事の競争入札に参加する他の共同企業体の構成員となることができない。

キ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第２項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。

ク　公告の日から落札資格決定までの間､我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成１５年訓令第８号）に基づく指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成２７年告示第８４号）に基づき措置要件該当者であると認められた者でないこと。

ケ　入札日前６月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと、及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあっては当該処分の日から２年を経過していること。

コ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

サ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

シ　公告の日から過去３か月以内に我孫子市から契約解除をされていないこと。

ス　公告の日から過去６か月以内に市発注の工事の成績について通知を受けた者で、当該工事の成績に６０点未満のものがないこと。

セ　役員等（参加者が個人である場合にはその者、参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者でないこと。

１４　電子入札

電子入札に係る手続は､「ちば電子調達システム」を利用した電子入札システム（以下「システム」という。）により、代表構成員が行うこと。

１５　入札参加資格審査申請

令和８年１１月２日から令和８年１１月２４日までに、Ａ４判が折らずに入る封筒に次の（１）から（７）までの全てを同封し、書留又は簡易書留のいずれかの方法により、発注課あてに提出すること（必着)。

また、システムにより競争参加資格確認申請書の提出を行うこと。このとき、競争参加資格確認申請書として添付する資料は「(１)　特定建設工事共同企業体入札参加資格

審査申請書」※とする（「（１）　特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書」については、郵送及びシステムの双方で提出すること。）。

システムによる競争参加資格確認申請書の提出期間は、令和８年１１月２日午前９時から令和８年１１月２４日午後４時までとする。

※システムで提出される「（１）　特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書」については、押印の有無は問わないものとする。また、「（１）　特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書」について、郵送で提出されたものとシステムで提出されたものの双方に相違が生じた場合は、郵送により提出されたものを有効とする。

（１）　特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

我孫子市特定建設工事共同企業体運用基準（平成７年告示第５０号。以下「運用基準」という。）第１２条に規定する様式第１号。我孫子市ホームページの「事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約制度＞入札様式」に掲載

（２）　特定建設工事共同企業体協定書

運用基準第１２条に規定する様式第２号。我孫子市ホームページの「事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約制度＞入札様式」に掲載

（３）　構成員ごとの特定建設業許可証又は許可通知書の写し

（４）　公告の日における構成員ごとの最新の経営事項審査結果通知書の写し

（５）　監理技術者については、監理技術者資格者証及び直接的かつ恒常的な雇用を証明できる書類の写し

（６）　主任技術者については、国家資格を証する書類（合格証等）及び直接的かつ恒常的な雇用を証明できる書類の写し

（７）　「１３　入札参加に必要な条件」の「（２）　共同企業体の構成員に必要な資格」のエ及びオに規定する受注実績を証明できる書類（契約書又はコリンズの登録内容確認書）の写し

※　（５）及び（６）の書類について、配置予定技術者を特定できない場合は、入札参加資格の審査において、複数の技術者を配置予定技術者として申請し、契約締結時にそのいずれかを配置技術者として特定することができる。また、雇用を確認するための書類の例は、次のとおり。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書、源泉徴収票等（健康保険被保険者証は、確認書類とならないため注意すること。なお、確認書類提出の際は、個人情報保護の観点から被保険者番号、基礎年金番号等の情報が見えないようにマスキングを施すこと。）

１６　入札参加資格の決定

入札参加資格の決定については、令和８年１２月１日の午後１時以降に、システムにより確認通知書を送付する。なお、入札参加資格がないとされた場合は、電話で代表構成員に連絡する。また、実施要綱第９条第２項に規定する公募型競争入札（建設工事）参加資格確認結果通知書（様式第２号）により通知する。入札参加資格がないとされた者は、そのことを知った日から５日以内に任意の書式をもって市長に説明を求めることができる。

１７　設計図書等の取得等

設計図書等は、令和８年１０月３０日午前９時から本案件の開札予定時刻まで、ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下、「入札情報サービス」という。）に掲示する。入札に参加しようとする者は、入札情報サービスに掲示している設計図書等をダウンロードして取得及び閲覧し、入札書を作成すること（詳細は、マニュアルの「第 3 章 工事／測量の入札方式」の「０１．工事／測量等　一般競争入札（WTO 含む事前審査型）」の第３章１－３から１－９までを参照すること。）。

１８　設計図書等に対する質疑

令和８年１０月３０日午前９時から令和８年１１月２４日午後５時までの間に、「ちば電子申請サービス」を通じて行うこと。ちば電子申請サービスへのアクセスは、我孫子市ホームページの「事業者向け情報＞入札・契約＞令和８年度入札情報＞公募型一般競争入札」に掲載しているリンク先又はブラウザに下記 URL を直接入力して行うこと。

（ちば電子申請サービス　入札質疑受付 URL）
https://apply.e-tumo.jp/city-abiko-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=67251

質疑を行う者は、入力フォームに必要事項を記入の上、質疑受付を申請すること。

なお、入札又は契約全般に係る場合を除き、所定の期日を過ぎた質疑は受け付けない。

１９　質疑に対する回答

令和８年１２月１日午後１時までに我孫子市ホームページの「事業者向け情報＞入札・契約＞令和８年度入札情報＞公募型一般競争入札」に掲載するものとし、ちば電子申請サービスによる個別の回答は行わない。また、質疑がないときは、その旨をホームページに掲載する。

２０　工事内訳書及び入札書の提出

令和８年１２月１０日午前９時から令和８年１２月１４日午後４時までに、当該工事に係る次の（１）及び（２）をシステムにより提出すること。

（１）　工事内訳書

設計図書を参考にして工事内訳書（P9 を参照。）を作成すること。また工事内訳書の合計金額は入札金額と一致すること。

工事内訳書は、表紙に代表構成員の商号又は名称を記入し、システムにより提出すること。また、落札者は、契約締結後速やかに、建設工事等内訳書に単価、数量及び金額を記載したものを発注課に提出すること。

材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費については、令和６年６月１４日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４９号）によって、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）が改正されたことにより、工事内訳書に当該経費を記載することとされたため、P9 を参考に、当該経費を工事内訳書へ記載すること。なお、公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費とは、「法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金」とする。

中央建設業審議会の勧告により令和７年１２月に「労務費に関する基準」が作成されたことに伴い、「労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（以下「コミットメント条項という。」）を工事請負約款に追記したため、適正な労務費の積算をすること。

（２）　入札書等

システムにより提出すること。

２１　入札の辞退

入札参加者は、開札開始日時に至るまでいつでも入札を辞退することができる。

入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、次に掲げるところにより行うものとする。

（１）　入札書受付締切日時までに辞退する場合　電子入札システムにより辞退届を提出

（２）　入札書受付締切日時以降から開札開始日時までの間に辞退する場合又は電子入札システムにより辞退届を提出することができないと認められる場合　資産管理課契約係へ連絡した後に入札辞退届(様式第２号)を資産管理課契約係に持参又は書留若しくは簡易書留(開札開始日の前日までに到達するものに限る。)により提出

２２　開札日時及び場所

（１）　日時　令和８年１２月１５日午前１０時

（２）　場所　我孫子市我孫子１８５８番地　我孫子市役所本庁舎２階資産管理課契約係

２３　入札の無効要件

（１）　入札参加資格のない者がした入札

（２）　同一の入札者がした２以上の入札

（３）　入札者が協定して行なった入札

（４）　金額その他入札書の記載事項が明らかでない入札

（５）　入札の際に提出された工事内訳書の合計金額と入札書に記載された金額が一致しない入札

（６）　入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの

（７）　電子入札以外の方法による入札（ただし、我孫子市電子入札実施要領（平成２２年告示第８５号 ）の規定により、紙入札により当該電子入札案件に参加することができることについて、市長の了承を得た者を除く。）

（８）　入札参加資格審査に必要な書類を期限までに郵送で提出していない者

（９）　落札資格決定の日までに市発注の工事の成績について通知を受けた者で、当該工事の成績に６０点未満の通知があったものが行った入札

（１０）　その他の入札に関する条件に違反した入札

２４　落札者の決定

落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうちの最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

予定価格の範囲内で最低価格を提示した者が同額で複数となった場合は、電子入札システムの電子くじにて落札者を決定するものとする。

２５　入札結果

落札者決定の翌日に、我孫子市ホームページの「事業者向け情報>入札・契約>令和８年度入札情報>公募型一般競争入札」に開札結果表を掲載する。

２６　契約書の作成

契約書及び約款は、本市規定の様式を用いること。

契約書の作成について、落札者の決定後、資産管理課契約係より契約関係書類を送付

する。落札者は、我孫子市ホームページの「契約手続き」（事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約制度＞契約書様式等）の「契約締結の手続き（PDF ファイル）」を参照して契約書２部を作成し、資産管理課契約係に提出すること。

契約書に係る様式については、同ホームページからダウンロードで入手できる。

なお、契約書に綴じ込む仕様書等の設計図書は、入札情報サービスからダウンロードしたデータを印刷して使用すること。また、本入札における設計図書のダウンロード期限は各案件の開札時刻までであるため、落札者は、開札後にダウンロードした設計図書を削除しないように注意すること。

電子契約を希望する落札者は、市ホームページの「事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約制度＞電子契約サービスを導入します」を参照の上、同ページ掲載のちば電子申請サービスの URL から「電子契約利用申出書」（以下「申出書」という。）を落札決定通知書の受領後に提出すること。

（ちば電子申請サービス URL）

https://apply.e-tumo.jp/city-abiko-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=64460

電子契約システムの操作方法等は、市ホームページに掲載しているマニュアルを参照すること。

２７　契約の保証

我孫子市財務規則（昭和６２年規則第９号）第１４３条に基づき速やかに契約保証金を納付すること。

なお、詳細については、落札決定後に通知する「契約の保証に関する指示書」を参照すること（当該通知の様式は、我孫子市ホームページの「事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約制度＞契約書様式等」にて閲覧することができる。）。

２８　発注主管課・資格審査書類送付先

〒２７０－１１９２　千葉県我孫子市我孫子１８５８番地

我孫子市　建設部　治水課　工務係

電話番号　：０４－７１８５－１１１１（内線２０２８６）

ＦＡＸ番号：０４－７１８５－８０１３

※　入札及び契約全般の問合せ先は次のとおり。

我孫子市　財政部　資産管理課　契約係

電話番号　：０４－７１８５－１１１１（内線５０２２４）

ＦＡＸ番号：０４－７１８３－００６６

＜　入　札　日　程　表　＞

月　日	内　　容
令和８年 １０月３０日	ホームページに入札公告を掲載 ①　設計図書等閲覧開始（午前９時から） ②　質疑受付開始（午前９時から）
１１月２日	③　入札参加資格審査申請に係る書類の受付開始（郵便） ④　競争参加資格確認申請書の受付開始（電子・午前９時から）
２４日	⑤　入札参加資格審査申請に係る書類の受付締切（郵便・午後５時必着） ⑥　競争参加資格確認申請書の受付締切（電子・午後４時まで） ⑦　質疑受付締切（午後５時まで） ※　入札制度に係る質疑を除き、締切日時以降は本公告に係る質疑を受付けない。
２５日～ ３０日	資格審査
１２月１日	⑧　参加資格決定 ⑨　質疑・回答書をホームページに掲載（午後１時までに掲載）
１０日	⑨　入札書・内訳書の受付開始（電子・午前９時から）
１４日	⑩　入札書・内訳書の受付締切（電子・午後４時まで）
１５日	⑪　開札（電子）午前１０時から
１６日	開札結果公表・契約日

※　「特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書」は、郵便による提出及びシステムによる提出の双方が必要となる。
※　各業務は、平日の開庁日とする。

年　　月　　日

会社名：

工事費内訳書

工事名：

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
直接工事費・・・①		式	1		
うち材料費		式	1		
うち労務費		式	1		
共通仮設費・・・②		式	1		
共通仮設費（率計上）		式	1		
純工事費（①＋②）		式	1		
現場管理費・・・③		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		
うち建退共制度の掛金		式	1		
工事原価（①＋②＋③）		式	1		
うち安全衛生経費		式	1		
一般管理費等・・・④		式	1		
工事価格（①＋②＋③＋④）		式	1		
消費税相当額・・・⑤		式	1		
工事費計（①＋②＋③＋④＋⑤）		式	1		